

介護福祉士を目指すあなたを支援する貸付制度



大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金

貸付制度のごあんない



この貸付制度は介護福祉士を目指す方に修学のための費用を
無利子で貸し付ける制度です。(養成施設入学後に申請)

なお、養成施設を卒業後、介護福祉士として大阪府内の社会福祉施設などで
介護又は相談援助の業務に引き続き 5 年間従事した場合は返還免除となります。

介護福祉士養成施設に入学後、養成施設を通じて
申請頂くこととなります(養成施設により推薦が必要)。

■貸付の対象となる方■

- ① 大阪府内の介護福祉士の養成施設に在学していること。
- ② 大阪府内の区域内に住所を有していること。(住民票と住所地が一致すること)
- ③ 修学に際し、経済的援助を必要としていること。
- ④ 養成施設等卒業後、大阪府内の施設等で介護福祉士として、引き続き 5 年以上介護等の業務に従事しようとする意思を有していること。
- ⑤ 親権者が連帯保証人として同意が得られること、および別途記載の要件を満たす連帯保証人を設定できること。

※ただし、大阪府以外に住所を有している場合や、大阪府以外の養成施設に在学している場合でも、③、④、⑤の要件を満たしている場合は、貸付対象者とすることがあります。

■貸付できる金額■

- ◎ 月 額 金 50,000 円以内(修学期間中)
- ◎ 入学準備金 金 200,000 円以内(初回のみ)
- ◎ 就職準備金 金 200,000 円以内(最終回のみ)
- ◎ 国家試験受験対策費用 金 40,000 円以内(一年度当たり)
- ◎ 生活費加算

貸付申請時に生活保護受給世帯(これに準ずる経済状況にある世帯を含む。)に属する貸付対象者については、生活費を加算することができます。生活費加算の額は、貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第 1 類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内で必要と認められた額。非課税世帯の場合は 25,000 円以内。

例) 大阪市内で高校 3 年生であればおおむね 43,000 円程度

※生活保護受給世帯に属する貸付対象者は、入学前に貸付申請を行なうことができます。

詳しくは、大阪福祉人材支援センターへお問い合わせください。

■申請に必要な書類■

- ① 修学資金貸付申請書(修学資金貸付要領に定める様式第 1-1 号) ※作文を含む
- ② 発行日が申請日より 3 か月以内の申請者を含む世帯全員が記載されている住民票
- ③ 連帯保証人の収入を証明するもの(直近の市町村の住民税課税証明書、源泉徴収票など)
- ④ 生活費加算を希望する場合は生活保護受給証明書もしくは非課税証明書等
- ⑤ 在学する養成施設の推薦状

■連帯保証人の要件■

本資金の利用には原則1名の連帯保証人の設定が必要です。

- ◎ 申請者が未成年者の場合の連帯保証人1名^{※1}は、申請者の法定代理人となります。
- ◎ 連帯保証人1名については、次のアからウの要件をすべて満たす方でなければなりません。

- ア 独立した生計を営んでいること。
- イ 生年月日が1953年(昭和28年)1月1日以降で、年齢が65歳未満であること。
- ウ 安定した収入があること。

※1 申請者の法定代理人が、上記の要件を満たさない場合はもう1名連帯保証人が必要となります。

■貸付対象校■

府内の介護福祉士養成施設：21校の介護福祉士養成課程

貸付実績：大阪教育福祉専門学校、大阪コミュニティワーカー専門学校、大阪城南女子短期大学、大阪医療秘書福祉専門学校、関西社会福祉専門学校、箕面学園福祉保育専門学校、南海福祉専門学校、近畿社会福祉専門学校、大阪社会福祉専門学校、北大阪福祉専門学校、大阪保健福祉専門学校、鴻池生活科学専門学校、大阪総合福祉専門学校、大阪医専、四天王寺大学短期大学部、大阪健康福祉短期大学、大阪国際福祉専門学校、大原医療福祉製菓専門学校梅田校、大阪千代田短期大学、大阪人間科学大学、羽衣国際大学（平成27年度実績：順不同）

■貸付の留意点■

- ◎ 貸付決定後、借用証書、連帯保証人に関する書類等の確認、審査を行ったうえ、大阪府社会福祉協議会が貸付決定者に修学資金の貸付を行います。
- ◎ 修学資金の貸付を受けた者(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付契約を解除します。
 1. 養成施設等を退学し、又は退学させられたとき。
 2. 修学生であることを辞退したとき。
 3. 心身の故障のため、養成施設等を卒業する見込みがなくなったと認められたとき。
 4. 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
 5. 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかとなったとき。
 6. その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ◎ また、下記の事由にあたる場合、返還免除や猶予の事由に該当する場合を除き、責任を持って返還しなければなりません。
 1. 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
 2. 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は大阪府内において介護福祉士として介護等の業務に従事しなかったとき。
 3. 大阪府内において介護福祉士として介護等の業務に従事する意思がなくなったとき。
 4. 介護等の業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により大阪府内において介護等の業務に従事できなくなったとき。

返還の期間は、貸付を受けた期間と同等の期間内です。

例) 2年の修学で下記の要件で貸付をされた方が返還になった場合

(「月額」50,000円+「生活費加算」43,300円) × 24か月

「入学準備金」200,000円、「就職準備金」200,000円、

「国家試験受験対策費用」80,000円 計 2,719,200円

⇒月々の返済額 約113,300円×24か月分

■申請窓口■ 進学する養成施設

■問合せ先■ 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター TEL06-6776-2943(9時~17時)